平成25年度発注者支援業務等に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1 ヒアリングについて

民間競争入札実施要項では"書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。"となっているが、中国地方整備局ではどのように取り扱うのか

- A1 中国地方整備局発注の発注者支援業務等では、全ての業務でヒアリングを実施します。
- Q2 発注見通しの公表について

発注見通しの公表において、工事監督支援業務の担当技術者の数量を公表して欲しい。

- A 2 発注見通しにおいては、概算工事数量のみ公表します。個別業務の過去の実績等については入札説明書・見積参考資料で確認して下さい。
- Q3 担当技術者の評価について

担当技術者の資格についての説明があったが、評価の対象となるのか。

A3 担当技術者の資格は、示している何れかの資格を有していればよいという意味で、 保有資格により評価が変わるものではありません。 担当技術者の評価は、同種業務、類似業務の実績の有無で行います。

Q4 担当技術者の代替要員について

競争参加確認申請に記載する配置予定の担当技術者は代替要員を除く人数とする旨の説明があったが、代替要員とは何を示すのか。

A 4 代替要員とは、担当技術者の病休時の代理や繁忙期での増員等で一時的に担当技術者として従事する可能性のある者のことを示しています。

競争参加資格申請書の「様式-10」へ記載する予定担当技術者数及び業務実績は、 当該業務の通常の配置体制として予定している人数のみを記載して下さい。

Q5 配置予定管理技術者の地域精通度の評価について

昨年度の配置予定管理技術者の地域精通度は、<u>○○県内</u>での同種業務・類似業務の 実績という表現だったが、今回資料では<u>当該事務所管内</u>という記載になっている。考 え方が変わったのか。

A5 考え方は昨年度と変わっていません。

<u>当該事務所管内</u>という表現では、その範囲の取扱いが判りづらい場合もあるため、 昨年度「○○県内」という表現に統一しております。

なお、具体的には、各業務の入札公告や入札説明書等においてご確認下さい。